# 「飛鳥・藤原の宮都」銘板整備業務委託仕様書

１．適用範囲

本仕様書は、明日香村（以下「発注者」という。）が委託事業者（以下「受注者」という。）に委託して実施する「飛鳥・藤原の宮都」銘板整備業務委託（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

２．業務目的

本業務は、世界遺産「飛鳥・藤原の宮都」の構成資産近傍に世界遺産銘板を設置することにより、世界遺産としての価値や構成資産の概要等を来訪者に周知し、理解促進を図ることを目的とする。

３．著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

（１）本業務により新たに製作された成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、発注者に無償で譲渡するものとする。

（２）受注者は、本業務において第三者に成果物の全部又は一部を作成させる場合は、当該成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を取得し、前号の規定に基づき発注者に譲渡するものとする。

（３）受注者は、本業務により作成された成果物について、発注者及び発注者が指定する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。また、受注者以外の者が著作者となる場合は、当該著作者から同様の同意を得るものとする。

（４）受注者は、本業務において第三者が従前から著作権等を有する著作物を使用する場合は、発注者による成果物の利用に支障が生じないよう、必要な権利処理を行うものとする。ただし、発注者が提供する著作物については、この限りでない。

４．業務内容

（１）世界遺産銘板製作業務

①別紙１に基づき製作すること。

②製作数量は４基とする（別紙３参照）。

③表示面は、発注者が提供する本文及び画像を使用して作成すること。なお、表示内容は銘板ごとに異なるものとする（別紙２参照）。

④表示面の校正は原則２回とし、必要に応じて回数を増減する。

⑤屋外設置に適した耐久性及び安全性を確保するとともに、別紙１に示す仕様を遵守すること。

（２）世界遺産銘板設置業務

①別紙３に基づき、製作した銘板を指定の設置場所へ運搬し、設置すること。

②詳細な設置位置及び施工方法は、発注者及び受注者による現地打合せのうえ、協議して決定すること。

③設置に必要な関係法令等に基づく許可申請、届出及び関係機関との協議・調整については、受注者が行うものとする。ただし、古都保存法、風致地区条例及び景観法に基づく申請または届け出、文化財保護法に基づく申請または届け出は発注者が行う。

④受注者は、設置に係る許可等に付された条件を遵守し、発注者及び関係機関の指示に従い、施工すること。

⑤設置作業は、明日香村文化財課職員の立会いのもと、地中に保存されている史跡の遺構面に影響を及ぼさないように行うこと。

⑥設置作業に当たっては、周辺環境及び景観に十分配慮するとともに、来訪者や歩行者等の安全確保を徹底し、事故の防止に努めること。

⑦設置作業に伴い、周辺の土地、施設等を損傷した場合は、速やかに発注者に報告し、協議のうえ、受注者の責任において必要な措置を講じること。ただし、受注者の責めに帰することができない場合は、この限りでない。

⑧設置作業完了後は、周辺の清掃及び必要な原状回復を行うこと。

（３）既存解説板撤去・処分業務

①石舞台古墳、川原寺跡、大官大寺跡、飛鳥水落遺跡及び牽牛子塚古墳に設置されている既存の解説板各１基（計５基）を撤去し、処分すること（別紙４参照）。

②撤去した解説板及び発生材については、関係法令等を遵守し、受注者の責任において適正に処分すること。

③撤去作業完了後は、周辺の清掃及び必要な原状回復を行うこと。

５．成果品及び納入期限

本業務における成果品及び納入期限は次のとおりとする。

（１）世界遺産銘板４基　設置完了期限：令和９年２月２６日（金）

（２）既存解説板撤去・処分５基　撤去・処分完了期限：令和９年２月２６日（金）

（３）業務実施報告書　提出期限：令和９年３月５日（金）

提出方法は、紙媒体１部及び電子媒体（USB メモリ）１部とする。

なお、実施報告書には、次の事項を記載すること。

①業務実施概要

②銘板の製作及び設置内容

③各銘板の設置場所

④各銘板の設置前、施工中及び設置後の写真

⑤既存看板の撤去前、撤去後の写真

⑥その他、発注者が必要と認める事項

６．納入場所

成果品の納入場所は、次のとおりとする。

（１）世界遺産銘板：別紙３に示す各設置場所

（２）業務実施報告書：明日香村役場 世界遺産戦略課

７．成果品の検査及び引渡し

（１）受注者は、本業務の完了後、速やかに発注者に業務完了を報告し、発注者の検査を受けるものとする。

（２）発注者は、成果品が本仕様書及び関係書類に定める内容に適合しているか検査を行うものとする。

（3）検査の結果、修正又は補正が必要と認められた場合は、受注者は発注者の指示に従い、速やかに対応するものとする。

8．秘密の保持等

（1）受注者は、本業務の実施により知り得た情報及び成果品について、発注者の承諾なく第三者に漏らし、又は公表してはならない。この義務は、本業務終了後も同様とする。

（2）発注者から貸与された資料等については、適切に管理し、破損及び紛失の防止に努めること。

（3）受注者は、発注者から貸与された資料等について、本業務終了後、発注者の指示に従い、返却又は適切に処分するものとする。

9．関係法令等の遵守及びその他の事項

（1）関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、文化財保護法その他の関係法令等を遵守するとともに、発注者と十分に連絡調整を行い、適切に業務を遂行すること。

（2）再委託について

①受注者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務全体の企画、業務遂行管理、施工方法の決定及び技術的判断等をいう。

②受注者は、本業務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者の承認を得ること。

③受注者は、再委託先の業務遂行についても責任を負うものとする。

（3）仕様変更について

受注者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議のうえ、承認を得ること。

（4）その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

別紙１

Ａタイプ

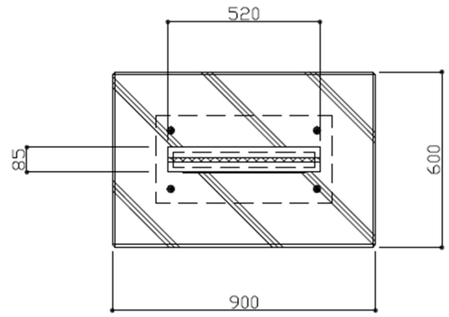


平面図　S=1：20

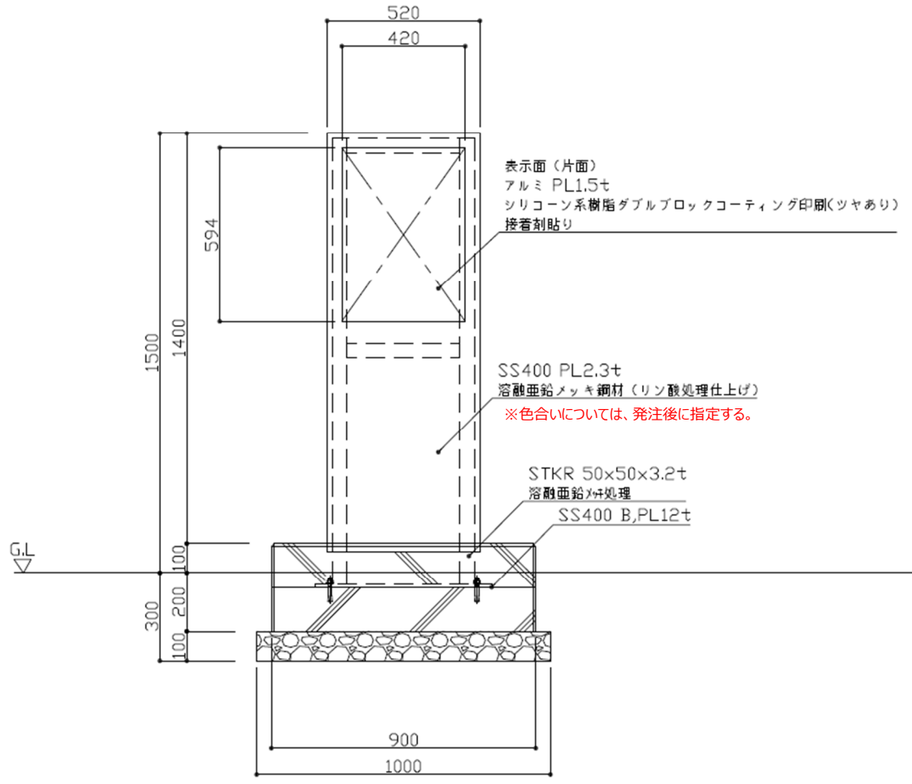


正面図　S=1：20

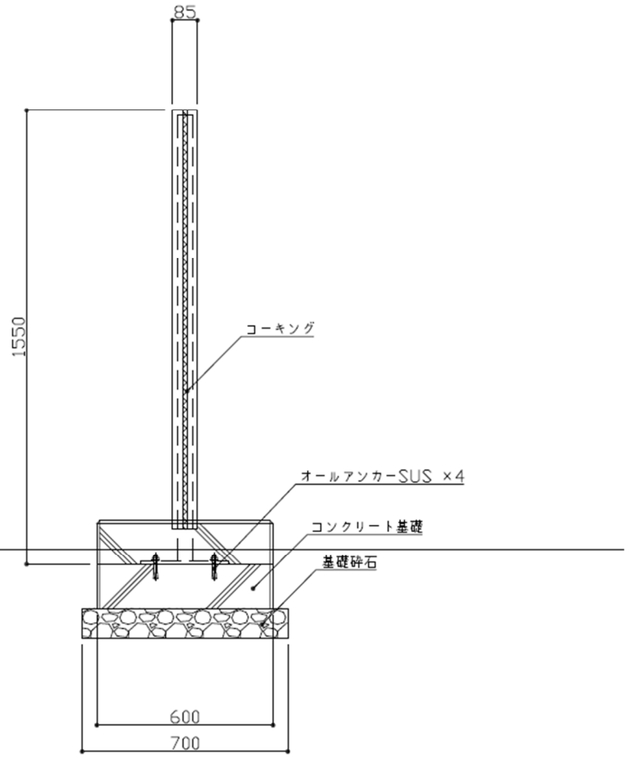


側面図　S=1：20

Bタイプ

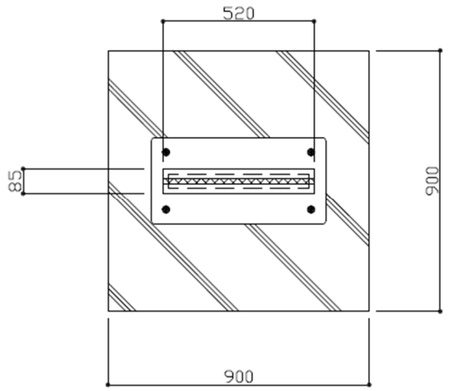


平面図　S=1：20

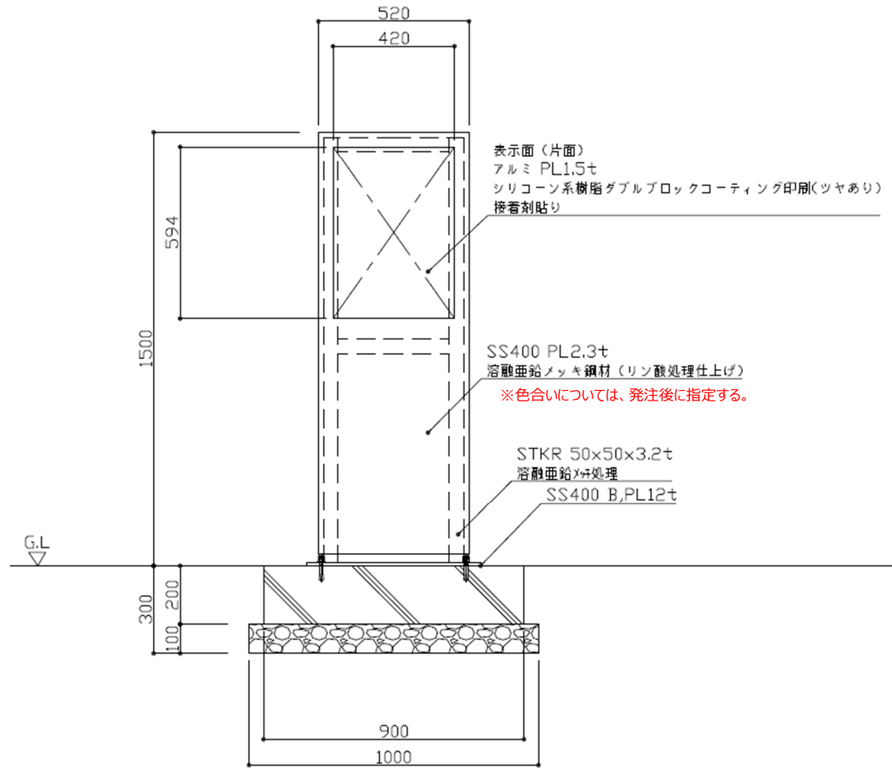


正面図　S=1：20

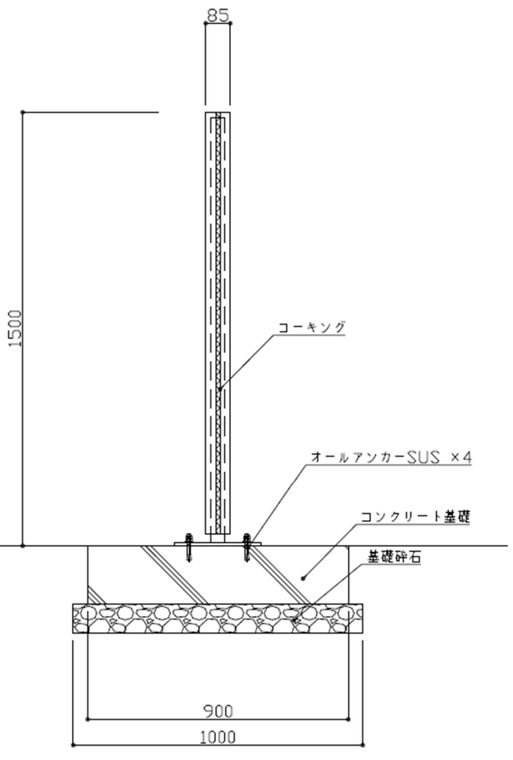


側面図　S=1：20

別紙２

表示面イメージ

## 飛鳥・藤原の宮都
Ancient Capitals of Asuka and Fujiwara

例文：「飛鳥・藤原の宮都」（以下「飛鳥・藤原」という）は、東アジアの東端に位置する日本列島の中でも、中心部に近い奈良盆地の南部に存在する。推薦資産は、６世紀末期から８世紀初頭において、中国の隋・唐王朝及び東アジアの周辺諸国との交流を通じて伝来した先進文化と日本古来の伝統文化との融合により生み出されたものである。それは、地下に良好な状態で保存された「宮殿・官衙跡」・「仏教寺院跡」・「墳墓」の３類型から成る 19 の構成資産群からなり、・・・・・・・・・・・・

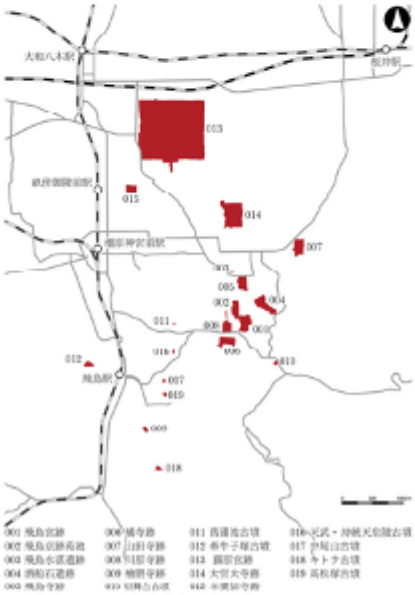

構成資産の位置図

## 飛鳥宮跡
Asuka Palace Site

例文：飛鳥宮跡は、飛鳥の宮都の中核で、飛鳥の宮都における最も重要な構成資産の一つであり、飛鳥・藤原の宮都における初期の統治体制の中心であった宮殿を明確に示す最も重要な資産の一つである。飛鳥宮跡の発掘調査は 1959 年に開始し、2023 年 12 月現在までに 190 次を数えている。・・・

Example: The Asuka Palace Site is the core of the Asuka capital and one of its most important constituent assets; it is also one of the most significant assets that clearly identifies the palace that served as the center of the early governing system in the Asuka and Fujiwara capitals. Excavations at the Asuka Palace Site began in 1959, and as of December 2023, a total of 190 excavation campaigns have been conducted.・・・・・・・・

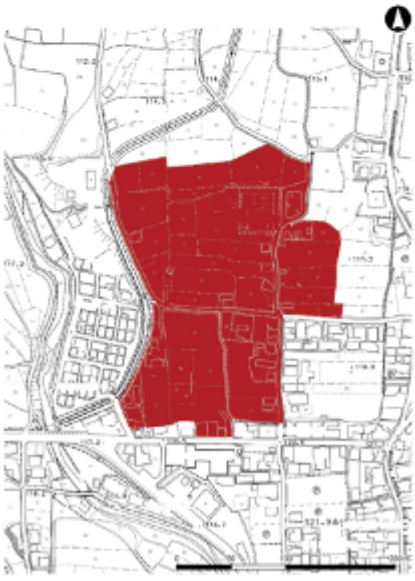

001 飛鳥宮跡範囲図

※上記はイメージであり、発注後、発注者より支給する４基（それぞれ内容が異なる）分の文面及び画像データを使用して作成すること。
※カラー印刷を想定すること。

別紙３

●本資料を参考に、現地に世界遺産銘板を設置すること。
・各図内 ● 付近に世界遺産銘板を設置すること
・詳細な設置箇所は、発注者と現地打合せのうえ決定すること。
・設置個所については、発注後変更となることがある。
・設置する銘板のタイプは以下の表のとおりとする。

| 図 | 構成資産名称 | 銘板タイプ |
|---|---|---|
| 1 | 飛鳥水落遺跡 | A |
| 2 | 酒船石遺跡 | B |
| 3 | 牽牛子塚古墳 | B |
| 4 | 中尾山古墳 | A |

図１：史跡飛鳥水落遺跡
（明日香村飛鳥地内）

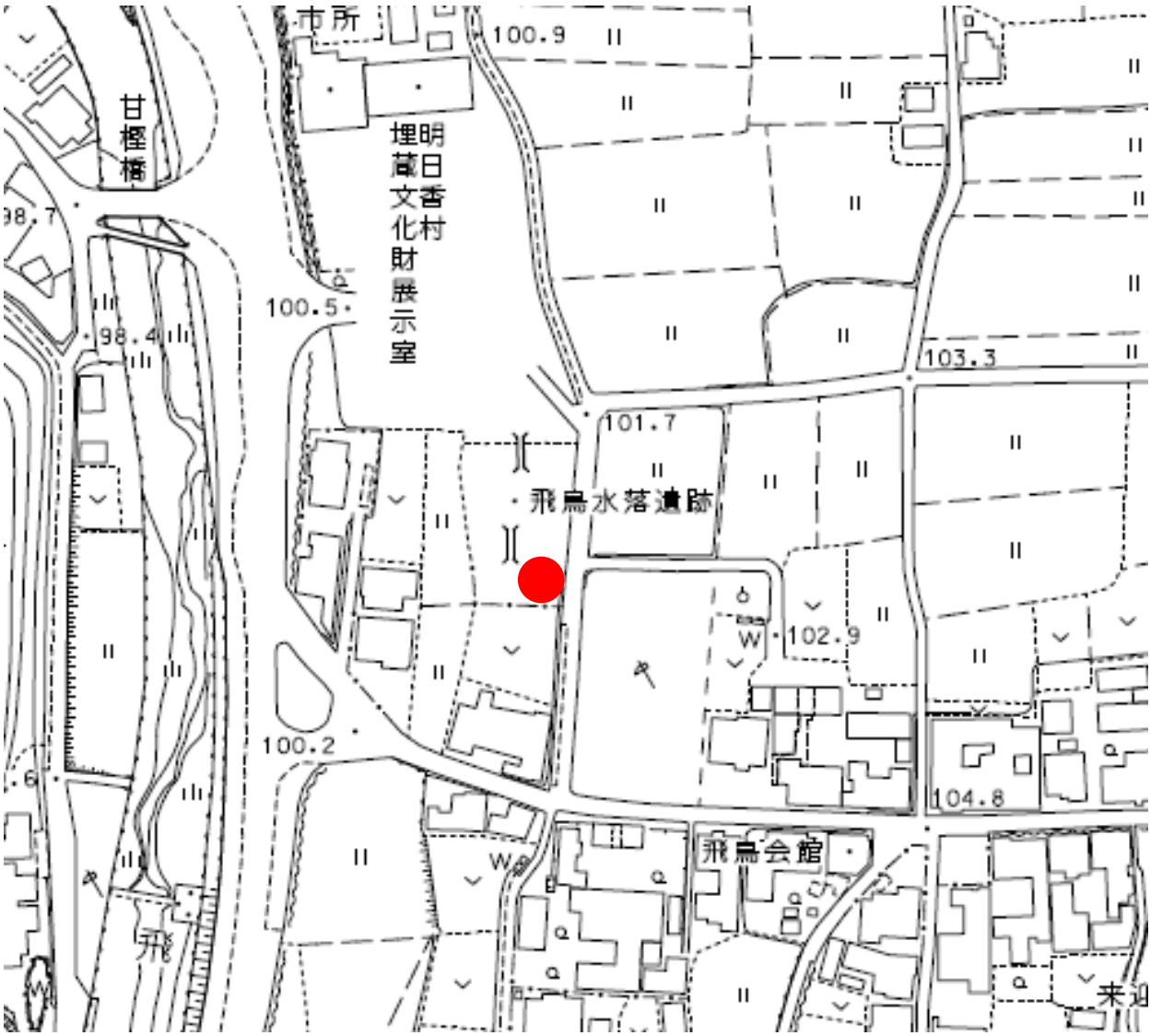


明日香村地形図
より引用

図２：史跡酒船石遺跡
（明日香村岡地内）

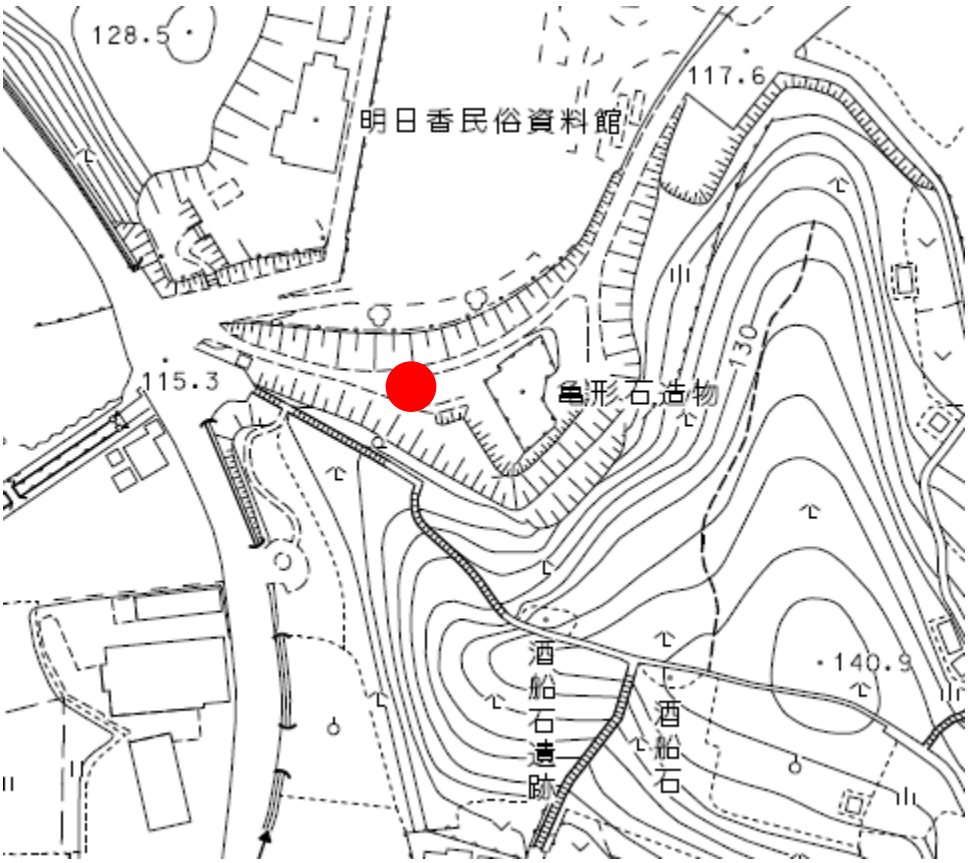


明日香村地形図
より引用

図３：史跡牽牛子塚古墳
（明日香村越地内）

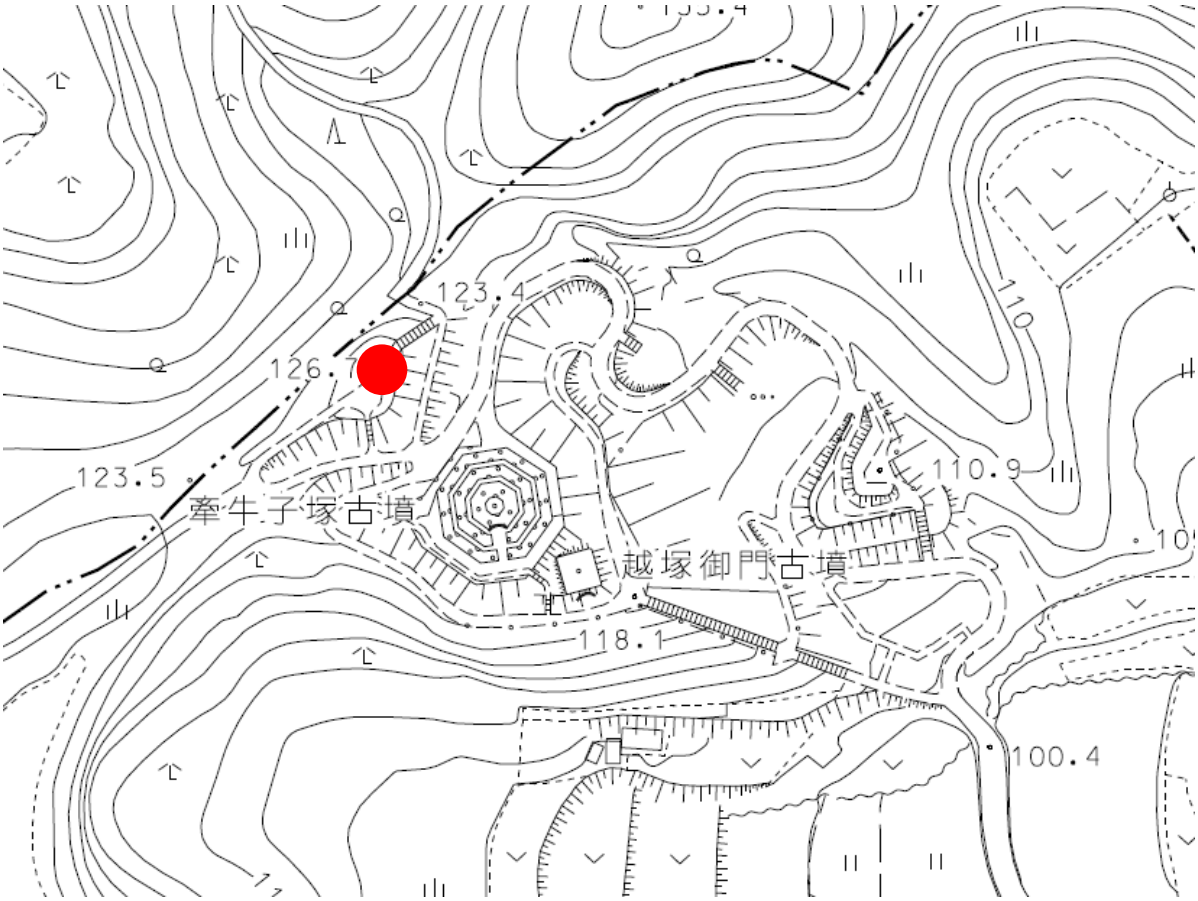


明日香村地形図
より引用

図４：史跡中尾山古墳
（明日香村平田地内）

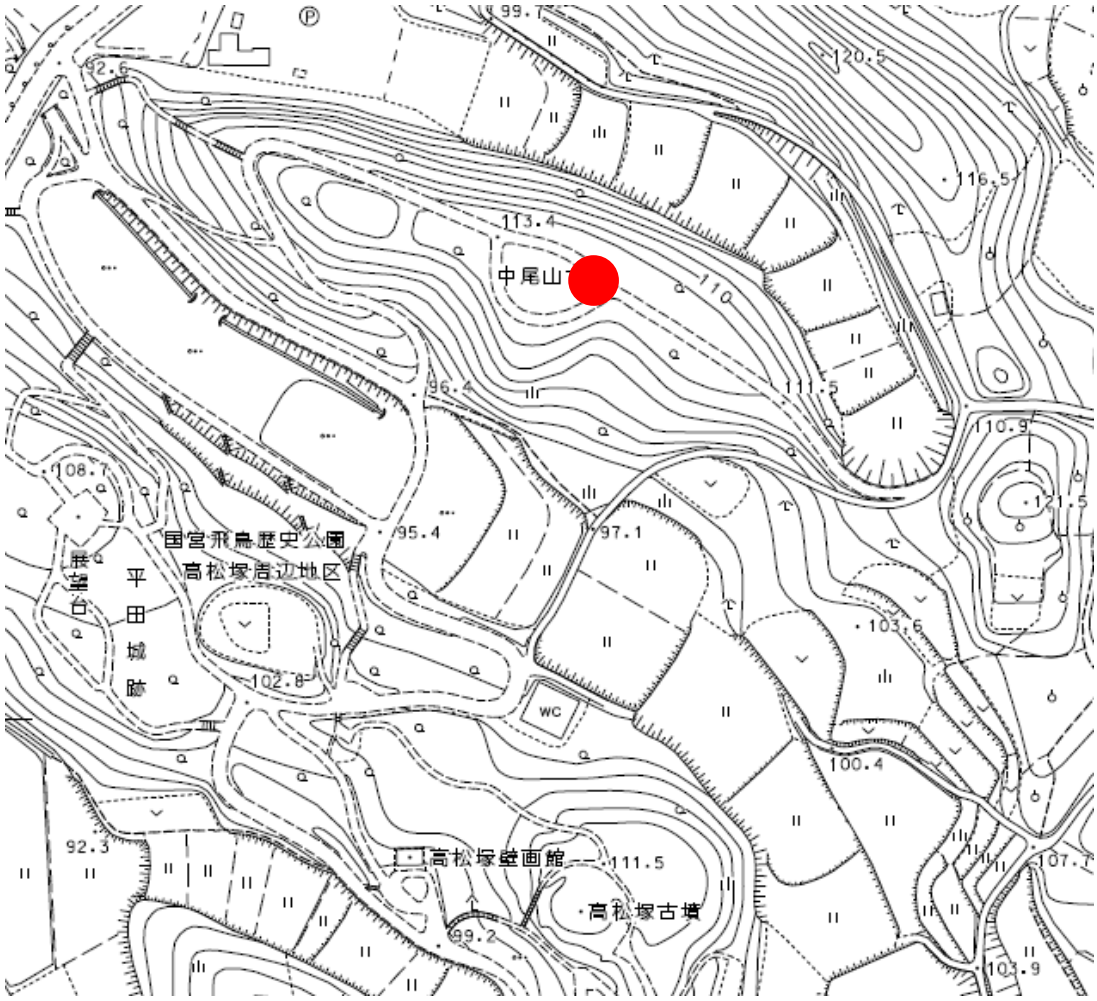


明日香村地形図
より引用

別紙４

・下記の表にある既存解説板を撤去し、処分すること。

| 名称 | サイズ |
| --- | --- |
| 石舞台古墳 | 盤面：W420*H300<br>コンクリート台付 |
| 川原寺跡 | 盤面：W420*H300<br>コンクリート台付 |
| 大官大寺跡 | 盤面：W420*H300<br>コンクリート台付 |
| 飛鳥水落遺跡 | 盤面：W420*H300<br>コンクリート台付 |
| 牽牛子塚古墳 | 盤面：W420*H300<br>コンクリート台付 |

・石舞台古墳




・川原寺跡

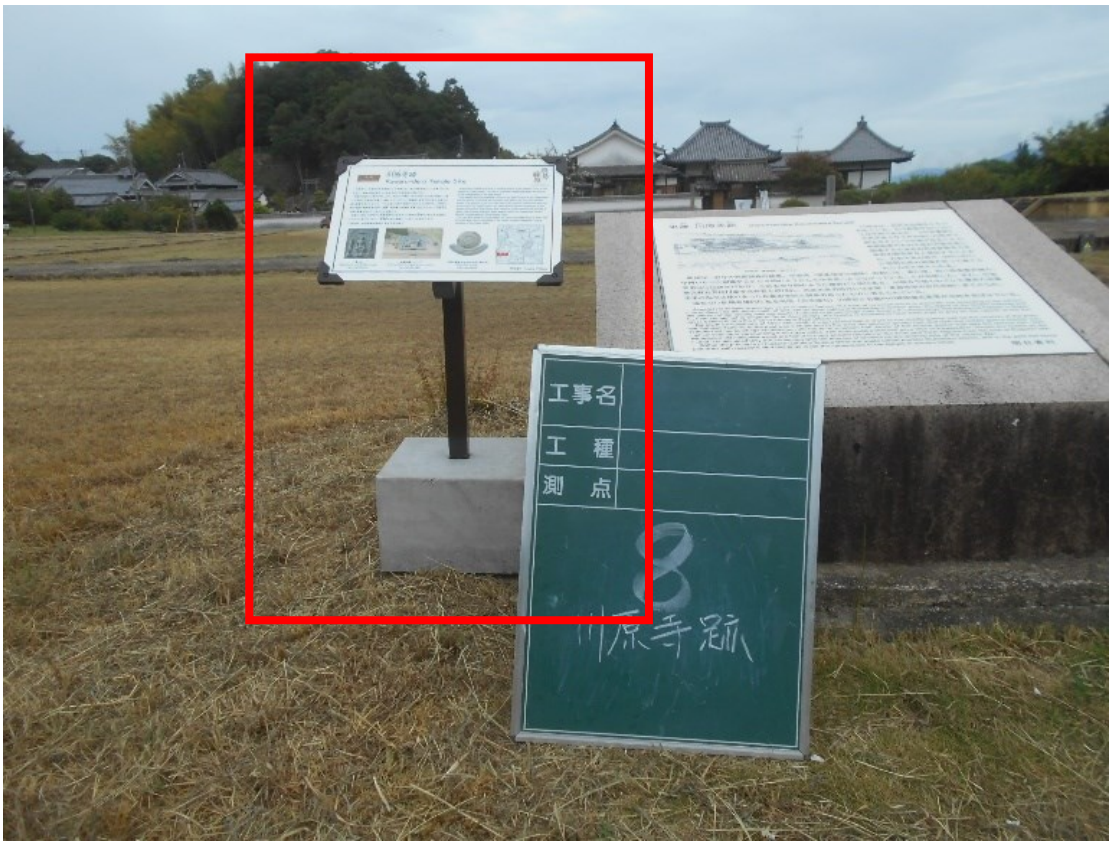

・大官大寺跡




・飛鳥水落遺跡

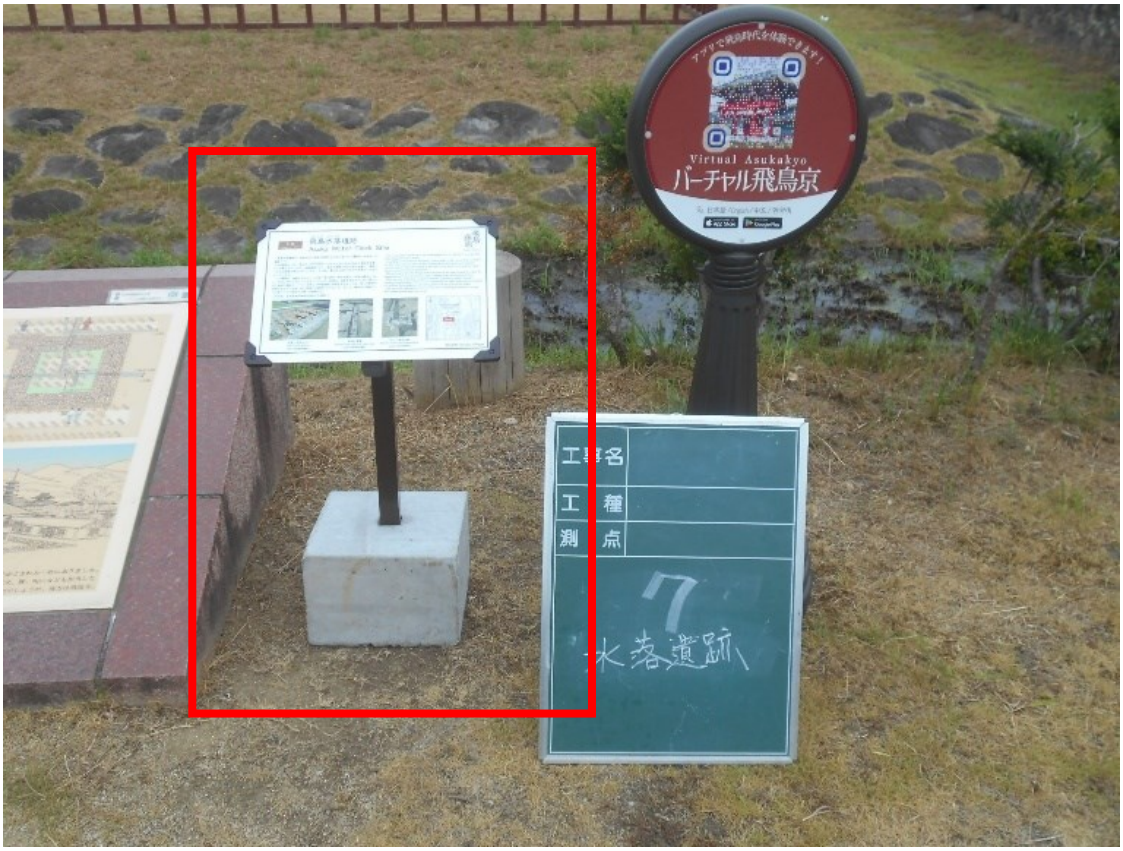

・牽牛子塚古墳

